

ねらい 決算整理事項である収益の繰延・収益の見越を学習する。

繰延・見越があるのは、費用だけではありません。収益にも整理しなければならないものがあります。まずは、家賃を例にして収益の繰延をみてみましょう。

例1 当期の10月1日に家賃代1年分120,000円を現金で受取った。
決算（期末）は12月31日である。

この場合の10月1日に受取った120,000円の内容を考えてみましょう。10月1日に1年分の家賃を受取っていますが、実際に当期に受取るべき家賃は30,000円です。（1年で120,000円なので、毎月10,000円になる）

つまり、当期に受取るべき家賃30,000円は、収益の項目として扱われます。

では、残りの90,000円はどうなるのでしょうか？この90,000円は、翌期の9ヶ月分を先にもらってしまうこととなりますので90,000円借りているというふうに考え負債の項目になります。このように、本来の収益以上に受取ってしまう場合を収益の繰延といいます

例2 上記受取家賃を決算（期末12月31日）にあたり、整理する。

この場合まず、10月1日に仕訳

借方 現金 120,000 貸方 受取家賃 120,000 となります。

しかし、翌期の収益も入っているので、決算整理仕訳で翌期の部分を除く仕訳は

借方 受取家賃 90,000 貸方 前受家賃 90,000 となります。

また収益の繰延でも、繰延した前受家賃は翌期では、負債の項目になりますので、翌期の初めには、次のような期首再振替仕訳を行います。

（借方） 前受家賃 90,000 （貸方） 受取家賃 90,000

次は収益の見越を考えてみましょう。

例3 決算（期末は12月31日）をむかえるにあたり家賃を整理する。ただし家賃は毎年10月1日に今まで使用した1年分120,000円を受取るものとする。

（借方） 未収家賃 30,000 （貸方） 受取家賃 30,000

収益の繰延では家賃は既に受取っていましたが、今回の例では逆の場合です。この場合、決算日時点では、翌年度の家賃は受取日がないので受取っていません。しかし、10月1日から決算日の12月末日までの3ヶ月間も家賃代は発生しており受取日がないので受取っていないだけと解釈します。このように収益が発生しているにもかかわらず、受取日がないために受け取っていない場合には、当期の収益がいくらであるかを計算し、これを計上するために、受取家賃勘定を使用して決算整理を行います。

精算表の記入方法（収益の繰延）

例2の収益の繰延を精算表へ記入すると次のようになります。

精算表

勘定科目	残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
受取家賃		120,000	90,000			30,000		
前払家賃				90,000				90,000

精算表の記入方法（収益の見越）

例3の収益の見越しを精算表へ記入すると次のようになります。

精算表

勘定科目	残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
受取家賃				30,000		30,000		
未収家賃			30,000				30,000	

繰延の場合

見越の場合

10月1日に家賃1年分を
（120,000円）現金で受取。

当期

翌年の10月1日に今まで使用分
の家賃120,000円を一括受取。

借方 現金 120,000 貸方 受取家賃 120,000 ←10月1日の仕訳で
10月1日は簿記上の取引ではないので仕訳はない。

家賃120,000円は一括して受取ったが、120,000円の内、90,000円は翌期の家賃分と考える。つまり、この決算で90,000円余計に貰っているので負債にする必要がある。

決算
ここを中心
に考える！

家賃は翌年10月1日に一括受取りだが、3ヶ月分は、受取っていると考える。つまり3ヶ月分の30,000円分は収益とする必要がある。

借方 受取家賃 90,000 貸方 前受家賃 90,000

借方 未収家賃 30,000 貸方 受取家賃 30,000

翌期には、この前受家賃は、収益となるので、翌期の最初には期首再振替仕訳を行います。翌期

借方 前受家賃 90,000 貸方 受取家賃 90,000